APARI
ASIA-PACIFIC ADDICTION RESEARCH INSTITUTE

フェローシップ・ニュース No.132

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域
アディクション研究所

発行日
2025年9月1日

新しく創設された拘禁刑について　詳しく解説！

アパリ理事長　尾田真言

1　刑法改正による拘禁刑の創設

現在の日本の刑法は明治40（1907）年に制定された法律です。懲役と禁錮が廃止されて拘禁刑に一本化された刑法等一部改正法が令和4（2022）年6月13日に制定されて、今年、令和7(2025)年6月1日に施行されました。これによって、令和7年６月１日以降の犯罪行為に対しては、従来の懲役や禁錮が科せられていた犯罪には拘禁刑という新しい刑罰が科せられるようになりました。日本の刑罰が変更されたのは118年ぶりということになります。

令和7年6月1日以降に起訴された場合でも、事件を起こしたのが6月１日より前だった場合には、懲役刑が科せられます。

もっとも、今後はできるだけ懲役刑受刑者にも懲役の主旨に反しない限り、拘禁刑受刑者と同じプログラムが提供されるようになるようです。

懲役と拘禁刑で何が変わるのかというと、懲役は刑務所での拘置と刑務作業が義務付けられる刑罰ですが、拘禁刑は刑務所に拘置される点は懲役と同じですが、改善更生のために必要な刑務作業と改善指導を行うことができる（刑法12条3項）と規定されている点が異なります。これまでの懲役が、どのような受刑者であっても刑務作業を中心として実施されていたのに対して、拘禁刑では、改善更生に向けて、個々の受刑者の特性に応じたな多様なプログラムの提供ができるようになります。

刑法が改正された理由としては、明治41(1908)年に制定された監獄法がその97年後の平成17（2005）年に受刑者処遇法（その翌年、未決拘禁者を対象に入れて、刑事施設収用法になった）に改正されたことで、刑務所の法律の方が先に改善指導を導入していて刑法との間にギャップが生じていたので、刑法もそれに合わせる必要があったということがあげられます。

刑法を改正しないと、高齢受刑者で認知症を患っていて刑務作業ができない懲役受刑者に歩行訓練を行ったり、薬物依存症者に薬物依存離脱プログラムを行ったり、高卒認定試験の合格を目指して教科指導を行ったりするときに、懲役受刑者には刑務作業が義務付けられているのだから刑務作業をさせないわけにはいかない。たとえば認知症の高齢受刑者に、あるところではひもを結ぶ作業をさせて、別のところでそのひもをほどく作業を行わせて、無理やり刑務作業をしているようにしていたそうですが、今後はそういうことをしないで済みます。今回の刑法改正で応報刑から改善更生のための教育刑に刑罰理念が転換したと言えるでしょう。

97年続いた監獄法が受刑者処遇法（現在の法律名は刑事施設収用法）に改正された平成18（2006）年から特別改善指導として、Ｒ１薬物依存離脱指導、Ｒ２暴力団離脱指導、Ｒ３性犯罪再犯防止指導、Ｒ４被害者の視点を取り入れた教育、Ｒ５交通安全指導、Ｒ６就労準備指導が行われていましたが、令和7(2025)年6月からR7暴力防止指導が付け加えられました。さらに、24の矯正課程が新設されています。

APARIとは、アジア太平洋地域アディクション研究所（Asia-Pacific Addiction Research Institute)の略称です。

全国のDARCやMAC等の社会復帰施設、福祉・教育・医療・司法機関と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

目次：

新しく創設された拘禁刑について　詳しく解説！･･･尾田真言	1
コラム　心のつぶやき日記(13)･･･野呂岳央	4
支援につなげる弁護術(30)･･･髙橋洋平 ﾀﾞﾙｸ40周年記念ﾌｫｰﾗﾑのご案内	5
藤岡ダルク入寮者からのﾒｯｾｰｼﾞ･･･ハルマサ	6
AREA軽井沢へのご寄付の御礼 田代まさしの著書紹介	7
司法サポートのご案内 家族教室スケジュール	8

拘禁刑創設の趣旨

令和７年８月２０日
法 務 省 矯 正 局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和７年６月１日施行）

⇨ 刑法等の一部を改正する法律（令和４年６月１３日成立）により、明治４０年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和７年５月３１日まで）	改正後（令和７年６月１日から）
○刑法 （懲役） 第１２条　（略） ２　懲役は、刑事施設に拘置して**所定の作業を行わせる。** （禁錮） 第１３条　（略） ２　禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第１２条　（略） ２　拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 ３　拘禁刑に処せられた者には、**改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。** 第１３条　削除

懲 役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】
改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁 錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】
改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘 禁 刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

Point

✓ **受刑者の必要性に応じた作業の実施**
作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ **作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇**
作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ **作業を含む受刑生活への動機付けの強化**
一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

1

２　刑務作業と改善指導は義務付けられるのか

拘禁刑が創設されたことで、刑務作業と改善指導は、刑罰として義務付けることができるかできないかという問題について、法務省ははっきりとした見解を示していないようですが、刑事法の研究者たちの間では議論が対立しています。ここではこの議論を紹介することはしませんが、従来から刑事施設収用法で受刑者の遵守事項として、正当な理由なく指導を拒んではならないことが定められ、実際に懲罰が科せられることはほとんどなかったようですが、法律上は、懲罰を科すことができるようになっています（刑事施設収用法150条1項、74条2項9号）。

以下は私見ですが、もし刑務所での施設内処遇においては刑務作業や改善指導を拒否しても懲罰が科せられないと、保護観察という社会内処遇においては、遵守事項違反があったときに執行猶予が取り消されて刑務所に収容されることと矛盾してしまいます。

３　拘禁刑の具体的内容

刑務作業はこれまでは懲役の本質的要素であるため、作業を行うことが目的になっていましたが、拘禁刑では改善更生や円滑な社会復帰のための手段として行うものとなったので、どのような作業を実施させる必要があるのか、又その作業によりどのような効果が期待できるのかが重要となります。

受刑者のニーズに合った処遇を提供するためには、受刑者の特性を把握するためのアセスメント機能を強化する必要があります。そのために心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与して調査を行ったり、アセスメントツールを改定したりすることになりました。

①矯正処遇過程（24過程）の新設

受刑者の特性に応じた処遇を効果的に実施するため、基本的な24の矯正処遇過程を新設して、個々の受刑者の特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施することになります。24の中から必要性が高い過程を１つ指定して、同じ問題を抱えた人たちをグループ分けして処遇が実施されます。

グループ分けでは従来の集団編成が見直されます。矯正処遇や社会復帰支援を受けるにあたっての姿勢や、改善更生の意欲が高いか低いかの心構えの程度、つまり、改善更生へのやる気の程度が評定されます。従来は犯罪傾向で区別して、初入者をＡ指標、再入者と暴力団員をＢ指標に分類していたため、常習累犯窃盗の生活困窮高齢者と暴力団員が同じグループになっていましたが、今後は受刑者の年齢、資質、育ってきた環境などに応じて処遇指標を決めてグループ分けするようになります。この２つの軸を組み合わせて　処遇レベルが1～４で設定されます。

②矯正処遇の充実

　矯正処遇は①作業、②改善指導、③教科指導の３つですが、それぞれ個々の受刑者の特性に応じて必要なものを組み合わせて実施されます。

　そのために、受刑者自身が処遇の必要性を理解して、自主的・意欲的に取り組めるように、動機づけのための働きかけが強化されます。第一次動機付けは刑執行開始指導の一環として、作業を説明するときに講義形式で実施。第二次動機付けは作業を指定された際に、受刑者個々の特性に応じて面接形式で実施。第三次動機付けは定期的に自分自身の振り返り、自己評価を繰り返して、その都度、多様な方法で動機付けを行って次期の目標を設定するようになります。

③社会復帰支援の充実

　入所後の早い段階から支援ニーズを把握して、住居・就業先・福祉サービスの確保など、釈放後の社会生活を見据えた支援が実施されます。ハローワーク職員が刑務所で面接したり、オンライン等で受刑者が参加する就労支援説明会を実施したりします。また、在所中に障害者手帳等の取得に向けた調整が行われます。

　さらに、特別コースが設けられて、矯正過程にかかわらず、松本少年刑務所に設けられた松本市立中学校の桐分校で、中学の3年間の課程を1年間で集中的に実施するようになっています。令和6年度は女子受刑者の受け入れが始まりました。

４　まとめ

　以上、拘禁刑をテーマに、懲らしめから立ち直りに転換した施設内処遇を法務省の資料を見ながら紹介してきました。改善更生を目的とした大きな変化に期待していますが、拘禁刑が科せられるのは犯罪検挙者のうち、年間約1万5000人程度の一部の人たちにすぎません。フェローシップ・ニュースでは今後、社会内処遇の充実についても紹介していきます。

参考文献
・拘禁刑下の矯正処遇について
https://www.moj.go.jp/content/001437235.pdf　2025年9月5日閲覧

（参考）矯正処遇課程の新設

２４の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を１つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

	課程名	対象者
D	拘留課程 Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程 Juvenile Training	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者
I	禁錮課程 Imprisonment	禁錮受刑者
F	外国人処遇課程（一般） Foreigner	日本人と同一の処遇が困難な者
FX	外国人処遇課程（特別） Foreigner X	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者
FZ	外国人処遇課程（条約） Foreigner Z	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者
J	少年処遇課程 Juvenile	少年院収容を必要としない少年
Y	若年処遇課程１～３ Young	２０歳以上２６歳未満で処遇レベルが１～３の者
L	長期処遇課程１～４ Long	執行すべき刑期が１０年以上で処遇レベルが１～４の者
G	一般処遇課程１～４ General	他の課程に該当しない処遇レベル１～４の者

	課程名	対象者
NEW O	開放的処遇課程 Open	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
NEW ST	短期処遇課程 Short Term	執行すべき刑期が６月未満の者
NEW A	依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
NEW DS	高齢福祉課程 Daily care-Senior	おおむね７０歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
NEW DH	福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Daily care-Handicapped	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
NEW DM	福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害） Daily care-Mental disorder	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者

従来のＡＢ指標に替わる新たな観点
処遇レベル　再犯リスクと処遇準備性(注)の2軸で判定(4分類)

	再犯リスク	処遇準備性
レベル１	低	高
レベル２	低	中～低
レベル３	高	高～中
レベル４	高	低

（注）矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度

就労継続支援B型事業所 Will

新規利用者
新規作業
大々的に募集中!!

新しくリネンの作業がはじまりました！
みんなアイロンがけに慣れていない為、悪戦苦闘しております…

Willのコラム

心のつぶやき日記（13）

施設長　野呂岳央（タケ）

頼ることは甘え？　それとも知恵？

皆さんは、人に頼ること、人に助けてもらうことをどう感じていますか。「人に頼るのは甘えだ」と、どこかで思い込んでいませんか。私も長い間そう信じてきました。正直、今でも人に助けてもらうことには慣れきれずにいます。長年培ってきた価値観や習慣を変えるのは簡単ではありませんね。

私にとっての常識はこうでした――自分でできないと半人前、人を頼ると迷惑になる、人は信頼できない、評価が下がるから自分でやる、弱さは見せるものじゃない。どう頼ればいいのかも分からず、考えるのも面倒で、自分でやったほうが楽だと当たり前に信じていました。しかし実際には、人に頼ってこれなかったからこそ、孤独になり、薬などへの依存に傾いていったのだと思います。最初は何も頼るつもりはなかったのに、現実から逃れる強力な手段を経験してしまえば、抗うことは容易ではありませんでした。もし助け合える関係が築けていれば違ったかもしれませんが、当時の私には難しいことでした。そして何より、それを問題だと認識していませんでした。

「人に頼っていてはダメだ」と言われ、自分を鍛えることが正しいと信じてきた人は少なくないでしょう。私もその一人でした。自分の司令塔は自分、自分のことは最終的に自分で決めている。…そう思っていました。しかし現実には、うまくいかないと誰かや何かのせいにしたり、逆に自分を責めたり。それは「自分をコントロールしている」のではなく、「自分の殻にこもっている」だけでした。

完全な自己コントロールなど幻想、妄想に過ぎません。人は感情の影響を受けやすく、人間関係や環境に左右されます。我慢して頑張るほど疲弊し、むしろコントロールは失われていく。そんな状態で「まだ大丈夫」「今度こそ自力でなんとかする」と突き進むのは、自滅への一本道だったと思います。

今の私は、自分が脱線することを前提に生きることが最も大切だと考えています。「どうせ脱線する」と思っているほうが、気持ちはずっと楽になりますし、人にも頼りやすくなります。ましてや依存症は、自分のコントロールをさらに奪います。殻にこもって世界と壁を作って生きることは、もはや不可能です。だからこそ、当事者同士でも社会の中でも、私たちはお互いに頼っていかなければなりません。

脱線する者同士、必要なときに頼り合って生きる。それは弱さではなく知恵です。そして、その知恵を実践する勇気こそが、私たち自身を支える力になるのです。

私にとってその勇気の源は、仲間のつながりです。仲間と共にいることで、私は自分に価値があると思えるようになり、何度も勇気をもらってきました。感謝できる自分に成長できたのも、仲間の中にいたからこそです。その支えがあって、今の私は初めて勇気を持つことができています。

もしあなたがまだ迷っているなら、どうか一人で抱え込まず、誰かに手を伸ばしてみてください。その一歩が、きっと、これからのあなたを支える力になるはずです。よければWillにも、ぜひ遊びに来てくださいね。

コラム

支援につなげる弁護術（30）

理事・嘱託研究員・弁護士 髙橋 洋平

今年の目標のひとつに全国の様々な家族会に参加することを打ち立て、これまでいくつかの家族会に参加してきました。どの家族会でも大歓迎していただき本当にありがとうございました。

家族会に参加して感じることは、家族が本人の回復を心の底から願っている姿です。どの家族も本人によくなってほしいと願い（必死になりすぎるくらい）、様々な対応を実践していきますが、ほとんどが失敗に終わります。

しかし、それでもエネルギーを枯渇させることなく、さらなる強い力でもって本人に力強く関わっていこうとする家族もいれば、もうどうにもならないと無力を感じて距離をおこうとする家族もいます。

もちろん、家族の対応に（その家族自身が満足していれば）成功も失敗もないのが本来の在り方だと思いますが、家族が何度も失敗をするとそれだけ本人の状態をより悪くさせることになりかねません。支援者が必死になってその対応はよくないと声を大にして言ったにもかかわらず何度もやってしまう家族。とてもよくない対応をしていると想像ができますが、家族も簡単にはやめられません。

本人だけでなく、家族も支援を受けてよいのです。家族の精神状態が平穏に保たれると本人もよくなっていきます。家族が支援につながることはとても大切なことなのです。

是非とも家族もよき相談先を見つけられるとよいと思うところです。

事業所 Will の商品を展示販売します！！

ダルク40周年記念フォーラム！！

日時：2025年10月27日（月）10時～17時
会場：浅草公会堂
（東京都台東区浅草1-38-6）

アクセス：銀座線浅草駅 1番・3番出口 徒歩5分
都営浅草線浅草駅 A4出口 徒歩7分
東武鉄道浅草駅 北口 徒歩5分
つくばエクスプレス浅草駅 A1出口 徒歩3分

参加費：無料　申込：不要

内容：挨拶、ダルク創成期メンバーによるリレートーク
関わりのある支援者によるリレートーク
ダルクスタッフによるリレートーク
エイサー（藤岡ダルク）

※懇親会：18時～ 浅草ビューホテル 3F「祥雲」
会費：1万円（当日払い） 定員：150名
案内チラシ裏面の参加フォームよりお申し込みください。
主催：ダルク40周年フォーラム実行委員会

藤岡ダルクの入寮者からのメッセージをお届けします！

藤岡ダルク　入寮者からのメッセージ

「人生当たり前はない」

ハルマサ

　はじめまして、ギャンブル依存症のハルマサです。出身地は石川県、現在28歳で施設に入寮して6か月が経過しました。

　私のギャンブルとの出会いは大学1年・19歳の頃、部活の先輩から誘われて軽い気持ちでパチンコ店に行ったことで、その後1か月が経った時点でふと気づけば、社会人の給料2か月分に相当する勝ちが手元にあったこと、いわゆる“ビギナーズラック”がそのままハマっていくきっかけとなりました。そのため生活は次第にルーズになっていき、当時していたバイトをズル休みしてまで、毎日のようにパチンコ店に行く生活に変わっていきました。

　でも最初に味わった良い思いはすぐに消え去り、勝っていた分はあっという間に無くなってしまい、焦った僕は友人、学生ローン、消費者金融から次々と借金を繰り返し、それも無くなれば知人に嘘をついて借金までしてもらい、そうしたお金を握りしめてはギャンブルにつぎ込み、のめりこんでいきました。

　初めはパチンコでしたがいつの間にかあらゆるギャンブルに手を出していて、最終的には掛け金の上限が無く、携帯さえあれば24時間できる“オンラインカジノ”に行きついていました。当然のように借金はみるみる内に膨れ上がり、1日に何度も借金返済を催促する連絡が来て、でもそのような状況を誰にも相談することもできず勝手に焦り、その度に新たな借金先を探し回ったり、法律に触れるようなことにまで手を出して・・・そうしてお金を作ってはギャンブルで増やそう、そして返そうと繰り返していきました。今考えると異常な考えに支配されていた、と思います。

　確かにそんな生活の中でもギャンブルで勝ったことが何度かあります。でも、そこでやめる事ができず、この勢いで行けばもっと増やせるかもしれないという思いが支配的になり、結局はそれ以上負けることができないところまでやり続け返済もできなくなりました。

　そんなことを繰り返していたために地元では信用も無くし、住み慣れた場所なのに生きづらくなって逃げだしてしまいました。その後移り住んだ場所でも同じことを繰り返し、いろいろな場所を転々としながら遂に今年の2月、真冬にも関わらず住む場所すら失った僕は食事を取ることもできないまま路上生活をすることになりました。そんな生活が長く続くわけもなく、1週間ほどでどうしようもなくなって心身共に限界が来た僕は、家族に助けてほしいと電話を掛けました。そのことがきっかけとなり、施設に入ることになりました。

　藤岡ダルクに入寮し最初に思ったことは、布団で寝ることができて、ご飯を食べる事ができて、風呂に入ることができる有難さを心から感じ、直前の路上生活を思い出しながら幸せな気持ちになったことで、今でもはっきりと覚えています。

　“当たり前だと思っていたことが当たり前ではない”、そのことを意識したのはその時だったかもしれません。

　1か月が経った4月からは今生活しているAREA軽井沢に移動し、最初のバタバタした感じが落ち着き始め、施設生活自体にも慣れた僕に余裕のようなものが出てきたあたりから、ふと“当たり前なことはない”という、大切にしたいと思った気持ちが薄れ、徐々に忘れる時間が増えていき、ここにいる意味も見失いそうになって、ついには退寮したいと思う時が来るようになりました。

更生保護女性会の皆様にご指導頂き、仏画（写仏）プログラムを始めました。

渋峠（国道最高到達地点）に行きました！
群馬・長野両県境で1枚。

近隣の方々とのBBQフェロー
人生初BBQの人も。

でも僕は今もAREA軽井沢にいて生活を続けています。僕には今、施設で出会った多くの仲間がいます。目的を見失いそうになった僕は仲間に相談したり、今までの経験を振り返って当時の感情や行動を見直してみると、そのような状態になったときはギャンブル一直線になって周りの事が見れなくなり、嘘ばかりついて人の気持ちを考えることもできず、自分勝手なことばかりをしていたことを思い出して1日1日の積み重ねが当たり前ではないことを思い出し、頑張ろうという気持ちになりました。

施設でプログラムを進めていくうちに当時よりも多少は心に余裕ができ、人間関係を作り続けていく上で必要なのに、逆に冷めきってしまっていた人間の心を段々と取り戻してきているのではないか・・・？と実感する事が増えてきました。引き続きこれからも施設や仲間、家族、関わってくれている人達に感謝の気持ちを持ち続けながら、自分自身の回復を続けていきたいと思っています。

当たり前のように感じられると思っていた小さな幸せを得る事がどれほど大変か、そうした当たり前ではない幸せを得られたとき、その一つひとつ噛み締めながら、今後の人生をギャンブルに費やすことなく全うに歩んでいきたいと思っています。

農家さんの説明を受けながらとうもろこしの収穫作業に参加！

AREA軽井沢へのご寄付の御礼

施設長・針木 小太郎

いつも多くの皆様から温かいお言葉、ご支援を賜りながら、日々の回復を積み重ねることができる事に、改めて感謝申し上げます。

お陰様で開所時には職員を含む13名でスタートしたAREA軽井沢は現在33名の大所帯となり、徐々に安定したプログラム提供の体制が整ってまいりました。

そうした中、施設立ち上げ早々から修繕等を含む初期整備、米価高騰に伴う食費負担増などから皆様にお願い申し上げておりました当所へのご寄付に関しましても、大変多くのご理解・ご賛同を頂戴する事が出来ました。皆様より頂戴致しましたご寄付の結果につきましては、￥670,000-となりました事をこの場にてご報告申し上げます。

皆様より頂戴いたしましたこれらの温かいお気持ちにつきましては、入寮生及び一人でも多くのギャンブル依存症当事者の方々が、当所にて回復に向けての一歩をより安心して踏み出してもらえるよう、大切に使わせていただきたく存じます。

書面にて大変恐縮ではございますが、御礼とさせて頂きます。

もぎ取りからサイズ分け、梱包と一通り体験させて頂いています。

「こころの処方箋」

僕みたいなダメな人にこそ、読んでもらいたい本です――著者・田代まさし

『こころの処方箋』は、田代まさしが過去の過ちや挫折と向き合いながら、再び立ち上がるきっかけとなった“言葉たち”を紹介するエッセイ集です。
志村けんの言葉
佐藤秀光の言葉
近藤恒夫の言葉
ロイ・アッセンハイマー神父の言葉
佐伯一文の言葉
HOMIE KEIの言葉　などなど・・・

税込2000円　Amazonで購入できます！

Amazonの以下のQRコードよりお買い求めできます。
↓

特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

○アパリ東京本部
〒162-0055
東京都新宿区余丁町14-4
AICﾋﾞﾙ１階
電話：03-5925-8848
FAX ：03-5925-8984
Email：info@apari.or.jp

○藤岡ダルク
〒375-0047
群馬県藤岡市上日野2594番地
電話：0274-28-0311
FAX ：0274-28-0313
○入寮費：月額13万円+生活費1日千円（初月のみ14.5万円）（税別）
＊生活保護の方も可能
○入寮条件：依存症から回復及び自立をしようとしている本人。男性のみ。
○入寮期間：個人により差があります。
https://fujiokadarc.com/

2019年7月よりホームページが新しくなりました。ぜひご覧ください。
https://apari.or.jp
https://www.facebook.com/AsiaPacificAddictionResearchInstitute/

発行責任者：志立玲子
2025年9月1日発行
定価　１部　100円

＜司法サポートのご案内＞

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかなかった日本において、**初めて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みを2000年7月からしています。**

保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。 **保釈中のプログラムの提供、受刑中の身元引受、出所出迎えをしてリハビリ施設につなげるまでをコーディネートします。**

ギャンブルの問題が原因で逮捕された方やクレプトマニアの方の司法サポートも行っています。

[料金:コーディネート費用として20万円(税別)。交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

窃盗、横領、詐欺等で逮捕されたご家族の相談もお受けしています。

【お問合せは東京本部まで】

アパリの支援

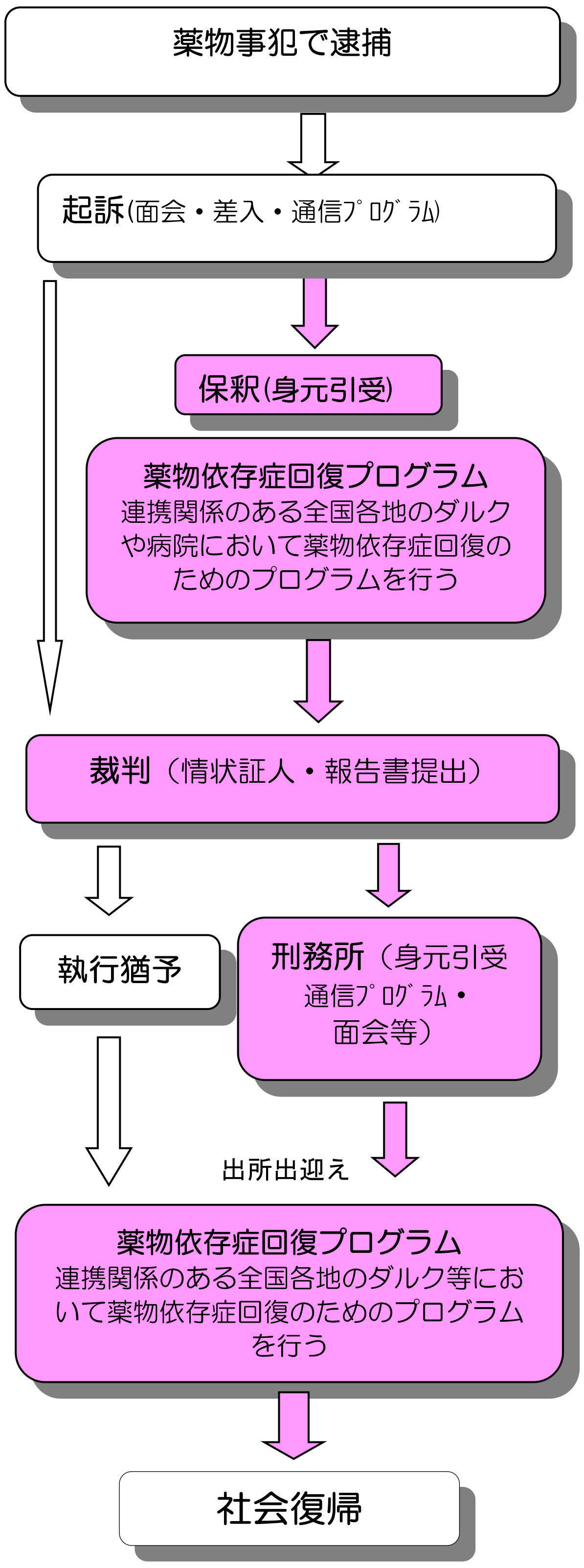

＜アパリ家族教室スケジュール・東京＞

第1月曜	連続講座	土曜	嗜癖行動家族教室
9/1(月) 13:30～ 18:30～	第2回 薬物の欲求と「きっかけ」「危険な状況」への対処について	9/13(土) 17:00～	第4回 (新) 家族の歴史～世代伝播とは～
10/6(月) 13:30～ 18:30～	第3回 薬物依存症者の心にある 2つの考え	10/11(土) 17:00～	第5回 (新) 依存症と家族 ～共依存やイネイブリング～
11/10(月) 13:30～ 18:30～	第4回 本人・家族の心の成長- 自律心・自尊心を伸ばす関わり	11/8(土) 17:00～	第6回(新) 発達障がいと家族 ～アスペルガーとカサンドラ～
12/15(月) 16:00～	家族のためのクリスマス会 ゲスト:未定	12/13(土) 17:00～	第7回(新) 家族の回復とは

【対象】ご家族、支援者等(本人は参加できません)
どちらも全8回の講座ですが、どの回からでも参加できます。
【場所】アパリ東京本部　【参加費】3,000円 (2名以上の場合は4,000円)
連続講座　講師:志立玲子(精神保健福祉士・公認心理師)
ｱｼｽﾀﾝﾄ:進藤俊明(青梅アライブ・精神保健福祉士)
嗜癖行動　講師: 梅野充(アパリクリニック精神科医師)、志立玲子